

医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業

支給要領

(趣旨)

第1 医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている中で、医療機関等の従事者の処遇改善及び足元の物価高騰に対応するため、賃上げに必要な経費を対象とした支援（以下「賃上げ支援事業」という。）及び診療等に必要な経費を対象とした支援（以下「物価支援事業」という。）を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

(給付金の概要)

第2 給付金の概要は、以下のとおりである。

(1) 給付対象施設

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。

ただし、賃上げ支援事業は以下のいずれかの要件を満たしている施設であること。

ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている施設

イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指すこと。

（※2）対象施設から、「賃金改善報告書」により令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことの報告を受けることとする。

(2) 支給額

ア 賃上げ支援事業

- ・ 有床診療所（医科・歯科）

許可病床数×72千円（※1）

（※1）使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。

- ・ 無床診療所（医科・歯科）
1施設×150千円
- ・ 訪問看護ステーション
1施設×228千円
- ・ 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局
1施設×145千円
- ・ 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局
1施設×105千円
- ・ 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として20店舗以上（当該保険薬局を含む。）である保険薬局
1施設×70千円

（※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。以下イにおいても同じ。

イ 物価支援事業

- ・ 有床診療所（医科・歯科）
使用許可病床数×13千円（※）
（※）使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。
- ・ 無床診療所（医科・歯科）
1施設×170千円
- ・ 所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局
1施設×85千円
- ・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む。）である保険薬局
1施設×75千円
- ・ 所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上（当該保険薬局を含む。）である保険薬局
1施設×50千円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設・事業所等については給付金の支給対象外とする。

- (1) 令和8年1月1日において廃院している場合
- (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団員又は

暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設・事業所等
(3) 上記のほか、本給付金の目的に照らして適当でないとし事が認めた医療機関等

(給付申請)

第3 給付金の支給を受けようとする者は、別に定める期日までに別表1に定める書類を知事に提出するものとする。

(支給の決定)

第4 知事は、第3の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業支給決定通知書(様式1号)により当該申請をした者(以下「申請者」という。)にその旨を通知するとともに、給付金を支給するものとする。

2 知事は、給付金を支給しないことと決定したときは、その旨を医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業不支給決定通知書(様式2号)により申請者に通知するものとする。

3 知事は、給付金の支給に当たっては、給付金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(賃金改善報告)

第5 賃上げ支援事業の給付金の支給を受けた者は、別に定める期日までに別表2に定める書類を知事に提出するものとする。

(申請書類の保管)

第6 申請者は、給付金の支給後においても、給付申請書類及びその証拠書類等を5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(調査等)

第7 知事は、給付金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(支給決定の取消)

第8 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給決定を受けたとき。

(2) 給付金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める事由が生じたとき。

(返還)

第9 知事は第8の規定による給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合又は申請者が次の各項に定める各号のいずれかに該当すると認める場合は、給付金の支給決定の取消し又は変更することができる。この場合において、既に給付金が支給されているときには、知事はその全部又は一部を減額して支給額を確定し、減額分の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ給付金を返還しなければならない。

2 物価支援事業における給付金の全部又は減額分の返還を求める条件は次のとおりとする。

(1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）

(2) 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

3 賃上げ支援事業における給付金の全部又は減額分の返還を求める条件は次のとおりとする。

(1) 第5の規定による確認の結果、支給額の全部又は一部が賃金改善に充てられていなかった場合

(2) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）

(3) 給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(4) 給付金の支給を受けた後に支援対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなった場合

(5) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

4 第2項又は第3項の条件に該当し返還を要する場合は、条件に該当することが分かる関係書類（会計帳簿等）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月30日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 岩手県診療所等賃上げ支援事業・物価支援事業給付申請書兼請求書	第 1 号様式	1 部	別に定める。
2 岩手県診療所等賃上げ支援事業申請書・岩手県診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書	別紙様式 1	1 部	
3 振込先の口座情報が分かる書類等の写し		1 部	
4 その他知事が必要と認める書類		1 部	

別表 2 (第 5 関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書	第 2 号様式	1 部	別に定める。
2 診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書	別紙様式 2 - 1	1 部	
3 診療所等賃上げ支援事業 2.0 超部分算定シート ※該当する場合のみ	別紙様式 2 - 2	1 部	
4 その他知事が必要と認める書類		1 部	

様式1号（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

（申請者） 様

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業については、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

支給決定額 円

様式2号（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

（申請者） 様

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業不支給決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった、医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業については、下記の理由により支給しないことを決定したので通知します。

記

不支給の理由

(第1号様式)

岩手県診療所等賃上げ支援事業・物価支援給付申請書兼請求書

岩手県知事 達増 拓也 殿

給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報

フリガナ 管理者(氏名を記載)		イワテ タロウ 〇〇 〇〇	申請コード (発送済事業案内に掲載)		
フリガナ 医療機関等の名称		クリニック ●●クリニック 保険医療機関コード: 1234567890	申請年月日	2026	年 月 日
フリガナ 開設者 (代表者の職・氏名も記載)		マルマルホウジン 法人名(個人の場合は記載不要) 代表者職 氏名	住所・所在地	〒 123 - 4567	
			施設電話番号		
			事務担当者	氏名	
				電話番号	
				電子メール	

2. 給付申請額

診療所等賃上げ支援事業	給付申請額(円)	
診療所等物価支援事業	給付申請額(円)	

3. 振込口座

金融機関名		金融機関 コード		支店名		支店 コード	
口座番号 (右詰め)		預金種別		フリガナ			
				口座名義人			

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入すること。

4. 給付申請に関する誓約事項

(1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。 (2) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。 (3) 各事業に定めのある給付要件を満たしていることを誓約します。 (4) 本給付金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は都道府県から求められた場合には、これに応じます。 (5) 本給付金等の給付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る給付金の全額を返還します。
--

岩手県診療所等賃上げ支援事業申請書

岩手県診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

①: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

②: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

③: ②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④: 本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑤: 賃金表等や給与規程等の変更時間に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑥: 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑦: 本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧: 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
- ⑨: 著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩: 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪: 労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

対象病床数 (自動計算)		給付額 (3床以上の場合)		算定額
0床	×	72,000円	=	0円
使用許可病床数 (R7.8.1時点)		給付額 (2床以下の場合)		算定額
0床		150,000円	=	0円
令和6年度補正予算病床数適 正化支援事業による削減数 (R7.8.2以降)				申請額
0床				0円

(別紙) (有床診療所)

開設者：

法人名 (個人の場合は記載不要)

有床診療所の名称：

●●クリニック

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	<input type="checkbox"/>
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

岩手県診療所等賃上げ支援事業申請書

岩手県診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- ①: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- ②: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

- ③: ②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④: 本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑤: 賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑥: 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑦: 本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧: 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
- ⑨: 著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩: 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪: 労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

給付額		算定額
150,000円	=	150,000円
		申請額
		150,000円

(別紙) (無床診療所)

開設者：

法人名(個人の場合は記載不要)

無床診療所の名称：

●●クリニック

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

岩手県診療所等賃上げ支援事業申請書

岩手県診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

①: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

②: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、
令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

③: ②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ④: 本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑤: 賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、
令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑥: 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、
令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(④、⑤、⑥の重複可)
- ⑦: 本事業の給付額は④～⑥のために支出する。
- ⑧: 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
- ⑨: 著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩: 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、
罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪: 労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">給付額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">228,000円</td></tr> </table>	給付額	228,000円	=	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">算定額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">228,000円</td></tr> </table>	算定額	228,000円
給付額						
228,000円						
算定額						
228,000円						
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">申請額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">228,000円</td></tr> </table>	申請額	228,000円		
申請額						
228,000円						

(別紙) (訪問看護ステーション)

開設者: 法人名 (個人の場合は記載不要)

訪問看護ステーションの名称: ●●クリニック

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

岩手県診療所等賃上げ支援事業申請書

岩手県診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

①: 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

- ②: 本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(②、③、④の重複可)
- ③: 賃金表等や給与規程等の変更には時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(②、③、④の重複可)
- ④: 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(②、③、④の重複可)
- ⑦: 本事業の給付額は②~④のために支出する。
- ⑧: 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
- ⑨: 著しく偏った配分は行っていない。
- ⑩: 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- ⑪: 労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局に該当(R7.4.30時点) ※該当する場合は○を記載	×	給付額 145,000円	=	算定額 0円
所属する同一グループ内の保険薬局の数として6店舗以上19店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局に該当(R7.4.30時点) ※該当する場合は○を記載	×	給付額 105,000円	=	算定額 0円
所属する同一グループ内の保険薬局の数として20店舗以上(当該保険薬局を含む)である保険薬局に該当(R7.4.30時点) ※該当する場合は○を記載	×	給付額 70,000円	=	算定額 0円
				申請額 0円

別紙様式 1 (有床診療所)

岩手県知事 達増 拓也 殿

開設者：

法人名(個人の場合は記載不要)

有床診療所の名称：

●●クリニック

岩手県診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

岩手県診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

対象病床数 (自動計算)	×	給付額 (14床以上の場合)	=	算定額
0床		13,000円		0円
使用許可病床数 (R7.8.1時点)	×	給付額 (13床以下の場合)	=	算定額
0床		170,000円		0円
令和6年度補正予算病床数適 正化支援事業による削減数 (R7.8.2以降)				申請額
0床				0円

別紙様式 1 (無床診療所)

岩手県知事 達増 拓也 殿

開設者：

法人名 (個人の場合は記載不要)

無床診療所の名称：

●●クリニック

岩手県診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書

岩手県診療所等物価支援事業について、次のとおり申請し、診療に必要な経費を対象とした支援を受けたことを報告します。

【申請額】

給付額	=	算定額
170,000円		170,000円
		申請額
		170,000円

第2号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

（申請者住所または所在地）
（対象施設の名称）
（法人等名称及び代表者職氏名）
（担当者職氏名）

賃上げ支援事業賃金改善報告書

令和 年 月 日付け医政第 号又は健第 号により支給決定通知があった医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業については、医療機関等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業支給要領第5の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付対象施設の区分

※有床診療所・無床（医科・歯科）診療所・訪問看護ステーション・保険薬局のいずれかを記載すること。

2 添付書類

【全施設共通】

- （1）別紙様式2-1（賃金改善報告書）
- （2）別紙様式2-2（2.0超部分算定シート）※該当する場合のみ

【返還が生じる場合のみ提出】

- （1）返還理由書（任意様式）
- （2）賃金改善を行ったことを証明する書類（任意様式）

(第3号様式)(別紙様式2)※歯科診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	医療法人〇〇会	①:賃金改善の総額(自動計算)	150,000円
歯科診療所の名称:	▲▲クリニック	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
<u>(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載)</u> 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	150,000円
②≥③の判定(×は返還あり)		○ ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	150,000円
交付確定額	150,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
賃金改善(全体)の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	2人	5,000円	2ヶ月	5,000円		20,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	2人	16,250円	4ヶ月分			130,000円
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください	0円

(第3号様式)(別紙様式2)※歯科診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	医療法人〇〇会	①:賃金改善の総額(自動計算)	150,000円
歯科診療所の名称:	▲▲クリニック	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	150,000円
②≥③の判定(×は返還あり)		○ ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	150,000円
交付確定額	150,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			給付金の対象となった賃金改善の総額	
以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。 政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と歯科診療所全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。					
40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(第3号様式)(別紙様式2)※歯科診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	医療法人〇〇会	①:賃金改善の総額(自動計算)	150,000円
歯科診療所の名称:	▲▲クリニック	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要領3(3)ウに該当する施設のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	150,000円
②≥③の判定(×は返還あり)		③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	150,000円
交付確定額	150,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
歯科衛生士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	2人	5,000円	2ヶ月	5,000円		20,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	2人	65,000円				0円
(上記職種以外の職員)その他職員の賃金改善の内容※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したものを記載してください。※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。)	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(別紙)

※歯科診療所(施設単位)の報告

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

賃金改善の内容(※)	1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額
	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

(第3号様式)(別紙様式2)※**歯科診療所(法人単位)の報告**

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開股者(法人の名称等):

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

(**国実施要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載**)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②≥④の判定(×は返還あり)

交付確定額

医療法人〇〇会	①:賃金改善の総額(自動計算)	14,560,000円
97	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
	②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	14,560,000円
	④:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	14,550,000円
14,550,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
賃金改善(法人全体)の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	140人	2,000円	2ヶ月	2,000円		560,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	140人	25,000円	4ヶ月分			14,000,000円
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください	0円

(第3号様式)(別紙様式2)※歯科診療所(法人単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開股者(法人の名称等):

医療法人〇〇会 ①:賃金改善の総額(自動計算)

14,560,000円

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

97 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

(国実施要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

14,560,000円

②≥③の判定(×は返還あり)

〇 ④:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)

14,550,000円

交付確定額

14,550,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)	給付金の対象となった賃金改善の総額
---------------------------------	--	-------------------

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と法人全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円

(第3号様式)(別紙様式2)※**歯科診療所(法人単位)の報告**

診療所等質上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開股者(法人の名称等):	医療法人〇〇会	①:賃金改善の総額(自動計算)	14,560,000円
集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)	97	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	14,560,000円
②≥③の判定(×は返還あり)		○③:質上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	14,550,000円
交付確定額	14,550,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)	給付金の対象となった賃金改善の総額
一時金または特別手当		0円

(第3号様式)(別紙様式2)※**歯科診療所(法人単位)の報告**

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者(法人の名称等):

医療法人〇〇会 ①:賃金改善の総額(自動計算)

14,560,000円

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

97 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

(国家施策3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

14,560,000円

②≥③の判定(×は返還あり)

〇 ④:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)

14,550,000円

交付確定額

14,550,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
歯科衛生士の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	140人	2,000円	2ヶ月	2,000円		560,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	140人	25,000円	4ヶ月分			14,000,000円
(上記職種以外の職員) その他職員の賃金改善の内容 ※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したものを)記載してください。 ※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(別紙)

※歯科診療所(法人単位)の報告

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

賃金改善の内容(※)	1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額
	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

(別紙様式2-1)※訪看ST(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	〇〇	①:賃金改善の総額(自動計算)	231,000円
訪問看護ステーションの名称:	▲▲訪問看護ステーション	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	231,000円
②≥①の判定(×は返還あり)		〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	228,000円
交付確定額	228,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
賃金改善(全体)の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	3人	6,000円	2ヶ月	6,000円		36,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	3人	16,250円	4ヶ月分			195,000円
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください	

(別紙様式2-1)※訪看ST(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	〇〇	①:賃金改善の総額(自動計算)	231,000円
訪問看護ステーションの名称:	▲▲訪問看護ステーション	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	231,000円
②≥①の判定(×は返還あり)		〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	228,000円
交付確定額	228,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)	給付金の対象となった賃金改善の総額
---------------------------------	--	-------------------

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と訪問看護ステーション全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	3人	6,000円	2ヶ月	6,000円	36,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	3人	16,250円	4ヶ月分		195,000円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1)※訪看ST(施設単位)の報告

診療所等質上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	〇〇	①: 賃金改善の総額 (自動計算)	231,000円
訪問看護ステーションの名称:	▲▲訪問看護ステーション	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額 (直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②: 補助対象経費 (自動計算) (千円未満切り捨て)	231,000円
②≥①の判定 (×は返還あり)		〇 ③: 質上げ支援事業の支給額 (直接入力)	228,000円
交付確定額	228,000円	④-②: 返還額 (千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄 (職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
看護補助者の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円
(リハビリ職について常勤(換算しない)10人以上を雇用している場合は必ず記載) リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円

(別紙様式2-1)※訪看ST(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	〇〇	①:賃金改善の総額(自動計算)	231,000円
訪問看護ステーションの名称:	▲▲訪問看護ステーション	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	231,000円
②≥①の判定(×は返還あり)		〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	228,000円
交付確定額	228,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			給付金の対象となった賃金改善の総額	
(理学療法士単独の賃金表がある場合は必ず記載)理学療法士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
(作業療法士単独の賃金表がある場合は必ず記載)作業療法士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1)※訪看ST(施設単位)の報告

診療所等質上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	〇〇	①:賃金改善の総額(自動計算)	231,000円
訪問看護ステーションの名称:	▲▲訪問看護ステーション	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国実施要綱3(3)ウに該当する施設のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	231,000円
②≥①の判定(×は返還あり)		〇 ③:質上げ支援事業の支給額(直接入力)	228,000円
交付確定額	228,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			給付金の対象となった賃金改善の総額	
(言語聴覚士単独の賃金表がある場合は必ず記載)言語聴覚士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
(上記職種以外の職員)その他職員の賃金改善の内容 ※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したものを)記載してください。 ※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙2-2)

※訪問看護ステーション(施設単位)の報告

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

賃金改善の内容(※)	1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額
	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

(別紙様式2-1) ※訪問看護ST(法人単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者(法人の名称等):

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

(国施策要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②≧①の判定(×は返還あり)

交付確定額

〇〇 ①:賃金改善の総額(自動計算)	3,432,000円
15 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	3,432,000円
〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	3,420,000円
3,420,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				給付金の対象となった賃金改善の総額	
賃金改善(法人全体)の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)		賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	33人	2,000円	2ヶ月	2,000円		132,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当	33人	25,000円	4ヶ月分			3,300,000円
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください	0円

(別紙様式2-1) ※訪問看護ST(法人単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者(法人の名称等):	〇〇	①:賃金改善の総額(自動計算)	3,432,000円
集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)	15	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
(国施策要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	3,432,000円
②≥①の判定(×は返還あり)		〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	3,420,000円
交付確定額	3,420,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)	給付金の対象となった賃金改善の総額
---------------------------------	--	-------------------

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と法人全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	33人	2,000円	2ヶ月	2,000円	132,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	33人	25,000円	4ヶ月分		3,300,000円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載)基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1) ※訪問看護ST(法人単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者(法人の名称等):

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

(国案施要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②≥①の判定(×は返還あり)

交付確定額

〇〇 ①:賃金改善の総額(自動計算)	3,432,000円
15 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	3,432,000円
〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	3,420,000円
3,420,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			給付金の対象となった賃金改善の総額	
看護補助者の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
(リハビリ職について常勤(換算しない)10人以上を雇用している場合は必ず記載) リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1) ※訪問看護ST(法人単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者(法人の名称等):

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

(国家施要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②≥③の判定(×は返還あり)

交付確定額

〇〇 ①:賃金改善の総額(自動計算)	3,432,000円
15 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	3,432,000円
〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	3,420,000円
3,420,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			給付金の対象となった賃金改善の総額	
(理学療法士単独の賃金表がある場合は必ず記載) 理学療法士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
(作業療法士単独の賃金表がある場合は必ず記載) 作業療法士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1) ※訪問看護ST(法人単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者(法人の名称等):

集約施設数(同一都道府県内に限る)(対象施設報告シートから自動転記)

(国施策要綱3(3)ウに該当する施設を有する法人のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②≥③の判定(×は返還あり)

交付確定額

〇〇 ①:賃金改善の総額(自動計算)	3,432,000円
15 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	3,432,000円
〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(対象病院報告シートから自動転記)	3,420,000円
3,420,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)			給付金の対象となった賃金改善の総額	
(言語聴覚士単独の賃金表がある場合は必ず記載) 言語聴覚士の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円
(上記職種以外の職員) その他職員の賃金改善の内容 ※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したもの)を記載してください。 ※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-2)

※訪問看護ステーション(法人単位)の報告

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

賃金改善の内容(※)	1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額
	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(別紙様式2-2)

※無床診療所(法人単位)の報告

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

賃金改善の内容(※)	1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)							賃金改善の総額
	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

(第3号様式)(別紙様式2)※薬局(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

〇〇 ①:賃金改善の総額(自動計算)

154,000円

薬局の名称:

▲▲薬局 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

154,000円

②≥③の判定(×は返還あり)

〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)

145,000円

交付確定額

145,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				賃金改善の総額
賃金改善(全体)の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	2人	6,000円	2ヶ月	6,000円	24,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	2人	16,250円	4ヶ月分		130,000円
					令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください
					0円

(第3号様式)(別紙様式2)※薬局(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:	〇〇	①:賃金改善の総額(自動計算)	154,000円
薬局の名称:	▲▲薬局	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無		②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	154,000円
②≥③の判定(×は返還あり)		〇 ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	145,000円
交付確定額	145,000円	④-②:返還額(千円未満切り捨て)	0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)	賃金改善の総額
---------------------------------	--	---------

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と薬局全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

40歳未満の勤務薬剤師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	3人	6,000円	2ヶ月	6,000円	36,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	3人	16,250円	4ヶ月分		195,000円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1) ※有床診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

医療法人〇〇会 ①:賃金改善の総額(自動計算)

720,000円

有床診療所の名称:

▲▲医院 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

(国家施策細3(3)ウに該当する施設のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

720,000円

②≥①の判定(×は返還あり)

○ ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)

720,000円

交付確定額

720,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				賃金改善の総額
賃金改善(全体)の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	10人	5,000円	2ヶ月	5,000円	100,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	10人	15,500円	4ヶ月分		620,000円
令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください					0円

(別紙様式2-1) ※有床診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

医療法人〇〇会 ①:賃金改善の総額(自動計算)

720,000円

有床診療所の名称:

▲▲医院 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

(国家施策第3(3)ウに該当する施設のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

720,000円

②≥①の判定(×は返還あり)

○ ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)

720,000円

交付確定額

720,000円 ④-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)	賃金改善の総額
---------------------------------	--	---------

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。職種ごとの賃金改善の総額と有床診療所全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)	10人	5,000円	2ヶ月	5,000円	100,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当	10人	15,500円	4ヶ月分		620,000円
40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					0円
一時金または特別手当					0円

(別紙様式2-1) ※有床診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

医療法人〇〇会 ①:賃金改善の総額(自動計算)

720,000円

有床診療所の名称:

▲▲医院 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

(国家施策第3(3)ウに該当する施設のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

720,000円

②≥①の判定(×は返還あり)

○ ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)

720,000円

交付確定額

720,000円 ③-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				賃金改善の総額	
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円
看護補助者の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円

(別紙様式2-1)※有床診療所(施設単位)の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

開設者:

医療法人〇〇会 ①:賃金改善の総額(自動計算)

720,000円

有床診療所の名称:

▲▲医院 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)

0円

(国家施策第3(3)ウに該当する施設のみ記載) 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無

②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)

720,000円

②≥①の判定(×は返還あり)

○ ③:賃上げ支援事業の支給額(直接入力)

720,000円

交付確定額

720,000円 ③-②:返還額(千円未満切り捨て)

0円

令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				賃金改善の総額	
薬剤師の賃金改善の内容	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円
(上記職種以外の職員) その他職員の賃金改善の内容 ※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したものを記載してください。 ※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。)	①対象人数(常勤換算数)	②月額または月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額(自動計算)	
基本給の引き上げ						0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)						0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)						0円
一時金または特別手当						0円